

建設リサイクル法対象工事の契約手続について

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、平成14年5月30日から「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」又は単に「法」という。）が施行され、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する一定規模以上の建設工事に対して、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

これに伴い、対象工事に係る契約手続については、下記により取り扱うこととなりましたので、ご留意のうえ適正に取り扱われるようお願いいたします。

記

1 対象となる建設工事

| 工事の種類 | 規模の基準 |
|----------------------|--------------|
| 建築物の解体工事 | 延べ床面積 80㎡以上 |
| 建築物新築・増築工事 | 延べ床面積 500㎡以上 |
| 修繕又は模様替工事(リフォーム等) | 請負金額 1億円以上 |
| その他の工作物に関する工事(土木工事等) | 請負金額 500万円以上 |

2 対象となる建設資材(特定建設資材)

- (1) コンクリート
- (2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
- (3) アスファルト・コンクリート
- (4) 木材

3 建設リサイクル法の概要

- (1) 対象工事の発注者又は自主施工者に分別解体等の事前届出義務
- (2) 対象工事の受注者に、工事現場での分別(分別解体等)及び再資源化等の実施義務
- (3) 発注者と受注者(元請業者・下請業者)との契約手続き等の整備
- (4) 解体工事業者の登録制度の創設
- (5) 上記の義務の履行を担保するための罰則規定